

令和2年度第12回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和3年3月15日

場所 東北町役場 分庁舎

2階 第一会議室

令和2年度第12回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場 分庁舎 2階 第一会議室

2. 開会日時 令和3年3月15日(月) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和3年3月15日(月) 午後2時21分

4. 出席農業委員(12名)

1番	乙部	繁作	君	3番	大坂	實	君
5番	木村	豊三郎	君	6番	小野寺	正八	君
7番	甲地	武彦	君	8番	蛭名	修二	君
9番	甲地	俊隆	君	10番	蛭沢	清子	君
11番	沼尾	京子	君	12番	蛭名	勲	君
13番	米内山	隆博	君	15番	久保田	正一	君

5. 欠席農業委員(3名)

2番	竹内	勝子	君	4番	岡山	敬一	君
14番	沼尾	幸一	君				

6. 出席農地利用最適化推進委員(5名)

栄沼	鶴ヶ崎	勝也	君	徳万才	佐々木	祐輔	君
旭	笹倉	隆悦	君	表町	山田	昭二	君
千曳	藤井	久	君				

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

## 8. 会議に付した案件

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 報告第35号 | 農地の転用事実に関する照会について               |
| 報告第36号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について     |
| 報告第37号 | 使用貸借合意解約書の受理について                |
| 報告第38号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について      |
| 報告第39号 | 農地等の一部贈与に係る納税猶予に関する証明（農業経営）について |
| 議案第37号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について    |
| 議案第38号 | 東北町農用地利用集積計画の決定について             |
| 議案第39号 | 競（公）売買受適格者の証明について               |
| 議案第40号 | 令和3年度農作業労働賃金等及び農地賃借料情報（案）について   |
| 議案第41号 | 農業委員会事務局職員の人事異動に係る会長一任について      |

## 9. 議事録署名委員

4番 岡山敬一君 5番 木村豊三郎君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

参事・事務局長 蛭澤博幸 事務局主査 荒木浩美

## 11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

事務局長  
(蛭澤博幸君)

(全員起立で挨拶を行う。)  
総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立願います。  
「こんにちは」  
着席願います。  
ただいまから、3月1日に招集通知しました、第12回東北町農業委員会総会を開催致します。  
本総会の出席委員は、13名で、定足数に達しておりますので総会は成立致しました。  
尚、農地利用最適化推進委員5名の出席があります。  
本日、2番 竹内 勝子 委員、14番 沼尾 幸一 委員より会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告致します。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長  
(蛭澤博幸君)

ありがとうございました  
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会長  
(乙部繁作君)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

(開 議)  
これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
総会の提出案件は、報告5件、議案5件であります。  
充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議事録署名者の指名・書記の任命)

議長  
(乙部繁作君)

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、を議題とします。

お諮りします。

議長の私から指名する事に、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名する事に決定しました。

議事録署名者には、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員を指名致します。

なお、書記には河島副参事を任命致します。

(会期の決定)

議長  
(乙部繁作君)

日程第2 会期の決定について、を議題とします。

総会の会期は、本日1日とする事に、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とする事に決定しました。

議長  
(乙部繁作君)

日程第3 報告第35号 農地の転用事実に関する照会について、を議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

1ページをお開き下さい。

報告第35号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの  
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告  
するものです。

尚、現地確認は、3月1日、委員2名(米内山 隆博 委員 及  
び 佐々木 祐輔 農地利用最適化推進委員)と事務局職員2名  
により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

しています。

2ページをお開き下さい。

受付番号41番、1件について説明致します。

(事務局 受付番41番 1件朗読説明省略)  
以上、1件です。

議長  
(乙部繁作  
君)

只今、事務局より報告第35号の朗読及び説明がありました。ご  
質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長  
(乙部繁作  
君)

質疑なしと認め、報告第35号は原案のとおり報告済と致します。

議長  
(乙部繁作  
君)

日程第4 報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による  
届出書の受理について、を議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

3ページをお開き下さい。

報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受  
理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3  
第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4ページをお願いします。

(事務局 76番から82番 7件朗読説明省略)  
以上、7件です。

議長  
(乙部繁作  
君)

只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑あ  
りませんか。

委員(木村  
豊三郎君)

80番の件について、祖父から父へ相続した情報が継続されていないと  
いう事は解りにくいのですが、相続の関係で兄弟がいると権利があっ  
て印鑑等を貰わないといけないとか、すごく難しい事がありましたけど

委員（木村 豊三郎君） もどうなっているのですか。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、説明させていただきます。祖父から父への相続はきちんとなされていました。その点については確認しております。但し、農業委員会事務局で管理している情報が今のように電算化されてませんでした。以前は、情報に変更があっても手作業で編集する事になり、80番の件は修正が漏れていた事が判明しました。よって発覚した分は改めて修正するという事で報告しました。

委員（木村 豊三郎君） それでは、法務局の登記簿はきちんと整備されているのですね。わかりました。

委員（甲地 武彦君） 77番の方は、東京都在住で相続した農地は自己管理中という事ですが、誰か頼んで管理しているのですか。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、説明します。76番の方と77番の方は姉妹で、76番の妹さんが三沢市在住となりお姉さんの相続した土地も管理しているという事です。

委員（蛭名 修二君） 関連ですが、他人ではなく姉妹ですけども、自己管理は該当するものですか。管理委託ではないですか。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、委託となれば相手が第三者という考え方になります。姉妹や親兄弟の場合は、支援されているという形で自己管理という表現を使っております。

委員（蛭名 修二君） 広い意味での自己管理。はい、わかりました。

議長（乙部繁作君） そのほか、質疑はありませんか。

（質疑なしのとき）

議長（乙部繁作君） 質疑なしと認め、報告第36号は、原案のとおり報告済と致します。

- 議長（乙部繁作君） 日程第5 報告第37号 使用貸借合意解約書の受理についてを議題とします。  
事務局より朗読及び説明を願います。
- 事務局長（蛭澤博幸君） 7ページをお願いします。  
報告第37号 使用貸借合意解約書の受理について、この事について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告するものです。
- 8ページをお願いします。  
(事務局 受付番号12番 1件朗読説明省略)  
以上、1件であります。
- 議長（乙部繁作君） 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。
- 委員（蛭沢清子君） 受付番号の12番について、貸人も、借人も、同住所地世帯に見受けられます。どうなれば、貸した、借りた、戻したになるのですか。
- 事務局長（蛭澤博幸君） はい、委員のおっしゃるとおり同住所地の親子貸借になります。父から子へ貸していました。理由は、農業者年金の経営移譲年金を受給する為です。この年金を受給するには、本人は経営を移譲しなくてはなりません。この場合、後継者である子と親子間での貸借を結んでいます。
- 委員（蛭沢清子君） わかりました。
- 委員（久保田正一君） 今回の件で親子関係であれば資料の中に父・母、息子・娘と表記すれば誤解もなく解りやすいのではないですか。
- 委員（蛭名勲君） 私も資料を見れば親子か夫婦か分からないです。今回の総会の案件で解約後に贈与する流れとなっていて理由は分かりますが、初めから説明して頂ければ良いと思います。農業者年金の絡みで契約したと思いますが解約した場合に年金はどうなるか等の指導をしているのか。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

はい、久保田委員の父や娘等の記載するについては今後調べて検討したいと思います。事務局で説明する際に父、娘という事を説明すれば皆さんお分かりになると思います。蛭名委員の質疑について、今回の議案に贈与が出てきています。経営移譲年金の要件絡みとなりますので、使用貸借の契約を一旦解約して子へ所有権移転します。この手続きをする事で農業者年金の支給停止に該当しません。贈与の案件で詳細を説明しようと思いましたが、この場合は一括で説明した方が良いですよ。という事であれば、便宜を図って説明をしていきたいと思います。今回はこの形での説明の仕方をご理解して頂きたいと思います。

委員(久保田正一君)

はい、わかりました。

委員(蛭名勲君)

はい、わかりました。

議長  
(乙部繁作君)

そのほか、質疑はありませんか。

(質疑なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

質疑なしと認め、報告第37号は、原案のとおり報告済と致します。

議長  
(乙部繁作君)

日程第6 報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

9ページをお開き下さい。  
報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

10ページをお願いします。  
受付番号3番から4番、2件について説明します。

(事務局 受付番号3番から4番 2件を朗読説明省略)  
以上、2件であります。

議 長 只今、事務局より報告第38号の朗読及び説明がありました。ご質疑等  
(乙部繁作 ありませんか。  
君)

(質疑なしのとき)

議 長 質疑なしと認め、報告第38号は、原案のとおり報告済と致します。  
(乙部繁作 君)

議 長 日程第7 報告第39号 農地等の一括贈与に係る納税猶予に関する  
(乙部繁作 証明(農業経営)について、を議題とします。  
君) 事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局 長 13ページをお開き下さい。  
(蛭澤博幸 報告第39号 農地等の一括贈与に係る納税猶予に関する証明(農業経  
君) 営)について、贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けている別紙受  
贈者に対して引き続き農業経営を行っている事を証明する旨、報告する  
ものです。

14ページをお願いします。  
(事務局 報告番号1番から13番 13件を朗読説明省略)  
以上、13件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第39号の朗読及び説明がありました。ご質  
(乙部繁作 疑等ありませんか。  
君)

(質疑なしのとき)

議 長 質疑なしと認め、報告第39号は、原案のとおり報告済と致します。  
(乙部繁作 君)

議 長 日程第8 議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委  
(乙部繁作 員会の許可について、を議題とします。  
君) 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

15ページをお願いします。

議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり(1)所有権移転5件、(2)賃貸借権1件、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

16ページをお願いします。

所有権移転(5件)について説明致します。

(事務局 受付番号67番から71番 5件を朗読説明省略)

以上、所有権移転5件であります。

続いて、賃貸借権(1件)の説明を致します。

22ページをお願いします。

(事務局 受付番号2番 1件を朗読説明省略)

以上、賃貸借権1件であります。

議長  
(乙部繁作君)

只今、事務局より説明が終わりました。本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認め、議案第37号は、原案のとおり許可する事に決定しました。

議長  
(乙部繁作君)

日程第9 議案第38号 東北町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

23ページをお願いします。

議案第38号 東北町農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

24ページをお願いします。

町長より承認についての公文書の写しです。

事務局長  
（蛭澤博幸君）

25ページをお願いします。  
農地売買等事業による利用権の設定各筆明細書使用貸借について、説明致します。尚、農地中間管理事業によるため、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センターでありますので、氏名住所については、省略させていただきます。

（事務局 受付番号80番から81番 2件朗読説明省略）  
以上、2件です。

議長  
（乙部繁作君）

只今、事務局より説明が終わりました。本案について、ご質疑等ありませんか。

（異議なしのとき）

議長  
（乙部繁作君）

異議なしと認め、議案第38号は、原案のとおり承認する事に決定しました。

議長  
（乙部繁作君）

日程第10 議案第39号 競（公）売買受適格者の証明について、を議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
（蛭澤博幸君）

26ページをお願いします。  
議案第39号 競（公）売、買受適格者の証明について、農地法3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格者証明願の提出があったので審議を求めるものです。尚、当該適格者が最高買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものです。

27ページをお願いします。  
受付番号4番から6番、3件について、説明します。  
（事務局 受付番号4番から6番 3件朗読説明省略）  
以上、3件であります。

議長  
（乙部繁作君）

ただいま、事務局より、議案第39号の説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(異議なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第39号は、原案のとおり許可する事に決定しま  
(乙部繁作 した。  
君)

議 長 日程第11 議案第40号 令和3年度農作業労働賃金等及び農地賃  
(乙部繁作 借料情報(案)について、を議題とします。  
君) 事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局 長 29ページをお願いします。  
(蛭澤博幸 議案第40号 令和3年度農作業労働賃金等及び農地賃借料情報(案)  
君) について、このことについて、別紙のとおり設定するため承認を求める  
ものです。

30ページをお願いします。  
令和3年度農作業労働賃金等標準額(案)について説明致します。

労働賃金につきましては、令和2年度に改正を行っており、令和3年度  
においては状況を踏まえ据え置く案でございます。  
(事務局 令和3年度農業労働賃金等標準額(案)説明省略)

また、農地の地借料情報につきましては、令和2年中の実績に基づき情  
報提供致します。

議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。  
(乙部繁作  
君)

(異議なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第40号は、原案のとおり承認する事に決定しま  
(乙部繁作 した。  
君)

議 長 日程12 議案41号 農業委員会事務局職員の人事異動に係る会長  
(乙部繁作 一任について、を議題とします。  
君) 事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

31ページをお願いします。  
議案第41号 農業委員会事務局職員の人事異動に係る会長一任について、東北町農業委員会事務局職員の人事異動の取扱については、会長に一任することの承認を求めるものです。

尚、職員の人事異動については、総務課から、各課・各委員会等へ新年度の一週間前に発表する予定になっております。参考までに、農業委員会事務局職員の異動については、令和3年度第1回農業委員会総会(4月開催)時に報告となります。

議長  
(乙部繁作君)

ただいま、事務局から説明がありました。ご質疑ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認め議案第41号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了致しました。  
第12回東北町農業委員会総会を閉会致します。

—— 閉会 午後2時21分 ——